陳情第６号

陳　情　書

178
6.8.19
受付

令和　6　年　8　月　19　日

霧島市議会議長　仮屋　国治　殿

陳情者　　住所　霧島市国分

総合子ども育成事業団体 with
会長　平 原 裕 子
他５名

放課後児童健全育成事業に関する改善を求める陳情書

陳情の理由

子どもの自主性や多様性を尊重し国等においても子育て政策が充実しつつある昨今、放課後健全育成事業（放課後児童クラブ運営事業）において、生活スタイルや働き方など時代の変化に伴い多くの課題が可視化されてきている。特に本事業における人員確保に係る課題については、本市においても例外ではなく運営事業主体者において深刻な課題となっている。法改正に伴う支援員の資格や配置基準において「従うべき基準」から「参酌すべき基準」へと緩和されたものの、地域実情にあわせた人員配置への考え方についての協議検討や具体的措置の参酌化は行われていない。質の高い保育に取り組む一方で、事務作業等を行う為の休日出勤や残業、更には放課後児童支援員への負担は想像以上に逼迫しており、現実課題として経営の圧迫や事業運営の行き詰まりが起こりつつある。

これからの未来を託す子どもたちの安心安全が担保された居場所の確保は当然のこと、今後、持続可能な放課後児童健全育成事業運営のために課題として抽出、懸念されている下記の項目について陳情する。

陳情書

1. 子どもの安心安全を担保した居場所を確保し、より良い環境を提供できるよう、現場の声を反映させた運営補助金拡充の検討及び、現状の使用用途について必要に応じ見直しを協議すること

2. 放課後児童支援員（みなし支援員を含む）や補助員の病や休業、退職等により配置基準を満たさなかった場合の補助金返還の見直し及び、支援員要件の緩和を検討すること

3. 国の運営規定及び運営補助金の事業内容を明確化・マニュアル化し、行政と放課後児童クラブの法の解釈に伴う見解を統一の上、取り扱いが異ならないようにし、情報共有を図ること

4. 放課後児童クラブにおける発達支援の必要性に対する理解を地域全体に広め、支援提供が実現可能な専門家の配置及び連携体制の仕組み化が実施できるよう協議すること

5. 発達に関する学習会や資格研修等が行われているが国に求められる業務を十分に担える姿勢・知識・技能を培うための研修時間は、運営主体である各放課後児童クラブで独自に実施しなければならない。研修時間を補助の対象とし必要な研修機会が得られるよう考慮すること

6. サマー学童の導入に関しては放課後児童クラブの意見も参考に地域実情を鑑みた、慎重な協議を行うこと